

島根県報

平成27年3月13日（金）

第2,681号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

公印の印影等	(総 務 課)	2
救急病院の認定	(医 療 政 策 課)	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業廃止の届出	(")	2
介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定	(")	3
家畜伝染病予防法の規定による検査の実施	(食 料 安 全 推 進 課)	3
家畜伝染病予防法の規定による注射の実施	(")	6
漁業災害補償法の規定による同意	(水 産 課)	6
廃川敷地等の発生	(河 川 課)	7
都市計画事業変更の認可（2件）	(都 市 計 画 課)	7
島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域の一部改正	(")	8

【公 告】

島根県庁舎及び合同庁舎LED照明器具の調達に係る提案競技の実施	(管 財 課)	8
平成26年度後期技能検定試験の合格者	(雇 用 政 策 課)	12

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		15
不在者投票を行うことができる施設の指定		16

【公安規則】

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	16
--------------------------------	-----------	----

【公安告示】

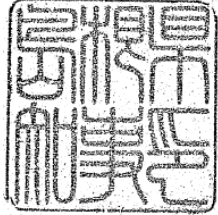
島根県警備業法施行細則の規定による医師の指定	(警 察 本 部)	17
銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく医師の指定に関する規則の規定による医師の指定	(")	17
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2に規定する医師の指定に関する規則の規定による医師の指定	(")	18

告 示**島根県告示第172号**

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）第10条の規定により、知事印の印影等を次のとおり告示する。

平成27年 3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

印 影	新調、改刻又は廃止の別	用 途	使用開始又は廃止年月日
	改刻		平成27年 2月13日

島根県告示第173号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年 3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定期間
大田市立病院	大田市大田町吉永1428番地3	平成27年 3月30日から 平成30年 3月29日まで

島根県告示第174号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成27年 3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人水澄み会	短期入所生活介護	短期入所生活介護ロン	浜田市長沢町1428番地6	平成27年 4月 1日
	介護予防短期入所生活介護	グ・レン		

島根県告示第175号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業又は当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

平成27年 3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会医療法人昌林会	短期入所生活介護	介護老人保健施設 昌寿苑	安来市安来町899番地1	平成27年3月31日
	介護予防短期入所生活介護			

島根県告示第176号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定により告示する。

平成27年3月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

開設者の名称	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人水澄み会	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームロング・レン	浜田市長沢町1428番地6	平成27年4月1日

島根県告示第177号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により監視伝染病の検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年3月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ブルセラ病検査	ブルセラ病の発生予防	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛	ブルセラ急速凝集反応法による検査とし、必要に応じてエライザ法、試験管凝集反応法又は補体結合反応法とする。	1 出雲市（旧出雲市及び旧斐川町の区域に限る。）、益田市、大田市（旧温泉津町の区域に限る。）、安来市（旧安来市の区域に限る。）、江津市	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
		2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛		2及び3 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	
結核病検査	結核病の発生予防	3 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜			
		1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌	ツベルクリン皮内注射法	1 出雲市（旧出雲市及び旧斐川町の	

		<p>牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>3 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜</p>		<p>区域に限る。)、益田市、大田市(旧温泉津町の区域に限る。)、安来市(旧安来市の区域に限る。)、江津市</p> <p>2及び3 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域</p>	
ヨーネ病検査	ヨーネ病の発生予防	<p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後6か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後6か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>3 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>4 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜</p>	<p>スクリーニング法又はリアルタイムPCR法による検査とし、必要に応じてヨーニン検査、エライザ法による検査、補体結合反応検査又は細菌検査とする。</p>	<p>1 出雲市(旧出雲市及び旧斐川町の区域に限る。)、益田市、大田市(旧温泉津町の区域に限る。)、安来市(旧安来市の区域に限る。)、江津市</p> <p>2から4まで 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域</p>	
牛海綿状脳症検査	牛海綿状脳症の発生状況及び動向把握	<p>牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項の規定による届出対象となる牛(牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年農林水産省令第58号)第4条の規定に該当する場合を除く。)</p>	エライザ法	県下全域	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

アカバネ病検査	牛のアカバネ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
チュウザン病検査	牛のチュウザン病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
アイノウイルス感染症検査	牛のアイノウイルス感染症の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
イバラキ病検査	牛のイバラキ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
牛流行熱検査	牛の牛流行熱の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
伝達性海綿状脳症検査	めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向把握	家畜保健衛生所長が必要と認めるめん羊及び山羊	ウエスタンブロット法	県下全域	
馬伝染性貧血検査	馬伝染性貧血の発生予防	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬	寒天ゲル内沈降反応法	当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域	
		2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬			
		3 前2号の馬と同一施設内で飼育している馬			
		4 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬			
		農林水産大臣又は知事の指定する馬	寒天ゲル内沈降反応法	県下全域	
豚コレラ検査	豚の豚コレラの発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
オーエスキー病検査	豚のオーエスキー病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
豚の豚流行性下痢（PED）検査	豚の豚流行性下痢の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
伝染性胃腸炎検査	豚の伝染性胃腸炎の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
豚繁殖・呼吸器障害症候群（PRRS）検査	豚の豚繁殖・呼吸器障害症候群の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査	県下全域	
流行性脳炎検査	豚の流行性脳炎	家畜保健衛生所長が必要と認	血清学的検査	県下全域	

査	の発生予防	める豚			
ニューカッスル病検査	家さんのニューカッスル病の発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域	
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査	家さんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認める家さん	ウイルス分離検査又は血清学的検査	県下全域	
腐蝕病検査	蜜蜂の腐蝕病の発生予防	転飼をしようとする蜜蜂 県内飼育蜜蜂で家畜防疫員が必要と認めるもの	肉眼的検査又は細菌学的検査	県下全域	

島根県告示第178号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により特定疾病又は監視伝染病を予防するための注射を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年 3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
炭疽予防注射	牛の炭疽の発生予防	家畜防疫員が必要と認める牛	皮下注射法	県下全域	平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

島根県告示第179号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成27年 3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 加入区の名 称

美保関町

2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄18に掲げる漁業の区分

島根県告示第180号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県松江県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年 3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川の名称

一級河川斐伊川水系朝酌川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成27年 3月13日

3 廃川敷地等の位置

- (1) 松江市西川津町字鶴場628番12地先から同611番 3 地先まで
- (2) 松江市西川津町字鶴場628番 1 地先から同622番 2 地先まで
- (3) 松江市西川津町字海崎602番 1 地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

- (1) 土地 848.16平方メートル
- (2) 土地 551.92平方メートル
- (3) 土地 101.93平方メートル

島根県告示第181号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成14年島根県告示第868号出雲都市計画道路事業 3・4・7 号上成新町線

3 事業施行期間

平成14年 9月27日から平成29年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

島根県告示第182号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年 3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成17年島根県告示第772号出雲都市計画道路事業 3・4・16号北本町南本町線、3・4・27号国道9号有楽町線及び3・4・28号下沢高西線

3 事業施行期間

平成17年7月1日から平成28年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

島根県告示第183号

島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域（昭和49年島根県告示第251号）の一部を次のように改正し、平成27年3月14日から施行する。

平成27年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

4中「湯里インターチェンジ」を「仁摩・石見銀山インターチェンジ」に改め、「同市笠柄町5番地先まで」の次に「、原井インターチェンジから西村インターチェンジまで」を加える。

公 告

島根県庁舎及び合同庁舎LED照明器具の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成27年3月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

- (1) 名称
島根県庁舎及び合同庁舎LED照明器具の調達
- (2) 入札案件の仕様等
別に定める「島根県庁舎及び合同庁舎LED照明器具調達仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 賃貸借期間
平成27年10月1日（木）から平成37年9月30日（火）まで
- (4) 設置期限
平成27年9月30日（水）
- (5) 設置場所
仕様書による。
- (6) 提案価格の上限額
104,414,640円（消費税及び地方消費税を除く。）
月支払上限額 870,122円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 提案競技参加資格

提案競技に参加する者は、次の要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 法人格を有する者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- また、その者を代理人、支配人又はその他の使用人として使用する者でないこと。
- (4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (6) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、5の(2)アの提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (9) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (10) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「14 借入品類」中分類「(6) 電気通信機器」又は「(9) その他」に記載されている者であること。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布場所

島根県総務部管財課施設管理グループ（島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階）

(2) 配布期間

平成27年3月13日（金）から同月26日（木）までの間（閉庁日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、平成27年3月26日（木）は、午前9時から正午までとする。

(3) 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

(4) 提案競技説明会の開催日時及び場所

ア 開催日時

平成27年3月27日（金）午後2時から

イ 開催場所

松江市殿町1番地 島根県庁会議棟2階 第5会議室

(5) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格者名簿に関する問合せ先

〒690-0887 島根県松江市殿町8-3

タウンプラザしまね（島根県市町村振興センター） 5階

島根県総務部総務事務センター物品調達グループ

電話 0852-22-5683

ファクシミリ 0852-22-6171

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部
- (3) 財務諸表 1部
- (4) 担当者届 1部
- (5) 提案書提出書 1部
- (6) 提案書 8部
- (7) 関係業者一覧 8部
- (8) 設置器具届 8部
- (9) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(4)までの書類については、平成27年4月20日(月)午後5時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。)

イ 4の(5)から(9)までの書類については、平成27年5月11日(月)午後1時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後1時までに必着のこと。)

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

松江市殿町1番地 島根県総務部管財課施設管理グループ

電話 0852-22-5048

ファクシミリ 0852-22-6037

電子メール kanzai@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

質問は、平成27年4月15日(水)午後5時までに質問書を電子メールにより提出すること。

(1) 提出先 5の(3)に同じ。

(2) 質問に対する回答は、平成27年4月17日(金)までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、平成27年5月1日(金)付けで、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 島根県庁舎及び合同庁舎LED照明器具の調達提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

(2) 評価については、以下の点を重点的に審査する。

ア LED照明器具のコストパフォーマンス

イ 施工方法

ウ 維持管理の内容

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の評価点を合計する方法により得点を算出する。

(4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会による書面審査とヒアリングを実施し、最も

優れた提案を選定する。

なお、参加者が多数の場合は、評価基準に基づく書面審査のみにより5者程度を選出し、ヒアリングを実施する。

- (5) ヒアリングの日程については平成27年5月14日（木）を予定しているが、実施日時等については該当者にのみ別途通知する。

ア 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

イ 審査経過については、公表しない。

また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出等しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約辞退した場合は、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 支払方法

契約予定者との協議事項とする。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技並びに契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

(1) Contents of the proposed name :

Details : Procurement of Shimane Prefecture Prefecture Government buildings and Joint Government buildings LED lighting equipment

Period of Lease : From October 1, 2015 To September 30, 2025

Desired Date of Completion : September 30th, 2015

(2) Deadline for submission of proposal documents : 13 : 00, May 11th, 2015

(3) Contact point for the notice : C/O Property Division, Department of General Affairs of Shimane Prefectural Government 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501

Telephone : 0852-22-5048

平成26年度後期技能検定試験の合格者は、次のとおりである。

平成27年3月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

特級技能検定

金属熱処理

A甲0002 B0003 B0008 B0009

機械保全

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0006 A甲0007 B0001 B0002 B0004

油圧装置調整

A甲0001

建設機械整備

A甲0001

1級技能検定

さく井（ロータリー式さく井工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005

工場板金（数値制御タレットパンチプレス板金作業）

C0001

機械検査（機械検査作業）

A甲0004 C0002

機械保全（機械系保全作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0007 A甲0008 A甲0010 A甲0011 A甲0014 A甲0015

A甲0016 A甲0017 A甲0018 A甲0020 A甲0022 A甲0023 A甲0024 A甲0025 A甲0027 A甲0028

A甲0030 A甲0033 A甲0034 A甲0035 A甲0036 A甲0037 A甲0039 A甲0040 A甲0042 A甲0043

A甲0044 A甲0045 A甲0046 B0004 B0006 B0007 B0008 B0010 B0011 C0002 C0003 C0005

C0007

機械保全（電気系保全作業）

C0001 C0002

機械保全（設備診断作業）

C0004 C0005 D0001

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0005 A甲0010

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

A甲0006 B0001

農業機械整備（農業機械整備作業）

A甲0001 A甲0002

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0013

菓子製造（和菓子製造作業）

A甲0001 B0002

酒造（清酒製造作業）

A甲0001 A甲0002

建築大工（大工工事作業）

A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0008 C0001 C0002 C0003 C0006

配管（建築配管作業）

A甲0002 A甲0004 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014

厨房設備施工（厨房設備施工作業）

A甲0001 A甲0002 C0001 C0002

型枠施工（型枠工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 C0001

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

C0001 C0002 C0003 C0006 C0008 C0009

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

A甲0001 A甲0002 B0002

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

C0001

防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業）

C0002

防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業）

C0006 C0009

ガラス施工（ガラス工事作業）

A甲0002 A甲0005 C0001

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

A甲0002 A甲0003 C0001 C0002 C0003 C0004 C0005 C0007

金属材料試験（機械試験作業）

C0001 C0003

金属材料試験（組織試験作業）

B0001 C0001

塗装（鋼橋塗装作業）

A甲0001

義肢・装具製作（義肢製作作業）

C0001 C0002 C0003

義肢・装具製作（装具製作作業）

C0001

単一等級技能検定

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 C0001

2級技能検定

さく井（ロータリー式さく井工事作業）

A甲0002 A甲0003

機械検査（機械検査作業）

A甲0002 A甲0010 C0001

機械保全（機械系保全作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0013 A甲0014
A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0018 A甲0019 A甲0020 A甲0023 A甲0024 A甲0026 A甲0027
A甲0037 A甲0038 A甲0039 A甲0040 A甲0041 A甲0042 A甲0043 A甲0044 A甲0045 A甲0046
A甲0052 A甲0053 A甲0055 A甲0056 A甲0057 B0005 B0009 B0011 B0013 C0003 C0004

機械保全（電気系保全作業）

A甲0003 A甲0005 A甲0006 C0001 C0002 C0004 C0005

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

B0001

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008

油圧装置調整（油圧装置調整作業）

A甲0001 B0001

農業機械整備（農業機械整備作業）

A甲0003 A甲0004

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

A甲0003 A甲0005 C0001

菓子製造（和菓子製造作業）

A甲0002

酒造（清酒製造作業）

A甲0001 A甲0002

建築大工（大工工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 B0001 B0002 B0004 B0005 B0007
B0009

かわらぶき（かわらぶき作業）

A甲0001 C0001 C0002

配管（建築配管作業）

A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0008 A甲0016 A甲0018 A甲0019 A甲0020 A甲0021 A甲0022
A甲0023 A甲0024

厨房設備施工（厨房設備施工作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003

ガラス施工（ガラス工事作業）

C0001

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0005 A 甲0007 A 甲0008 C 0001 C 0002 C 0003 C 0005

金属材料試験（機械試験作業）

A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 C 0001 C 0002

塗装（鋼橋塗装作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 B 0001 C 0001

義肢・装具製作（装具製作作業）

C 0001

3級技能検定

機械加工（普通旋盤作業）

A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0006 A 甲0008 A 甲0009 A 甲0010 A 甲0011 A 甲0012 B 0001

B 0002 B 0003 C 0001

機械検査（機械検査作業）

A 甲0001 A 甲0004 A 甲0013 A 甲0014 A 甲0016 A 甲0017 A 甲0018 A 甲0019

電気機器組立て（シーケンス制御作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0009 A 甲0010 A 甲0013

建築大工（大工工事作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009 A 甲0010

A 甲0011 A 甲0012 A 甲0013 A 甲0014 A 甲0015 A 甲0016 A 甲0018 A 甲0020 A 甲0022 A 甲0023

A 甲0026

配管（建築配管作業）

A 甲0001 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成27年3月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,572
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 163,095
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

仁多選挙区	3,916
邑智選挙区	5,750
鹿足選挙区	4,165
隠岐選挙区	5,912
松江選挙区	55,487
浜田選挙区	15,882
出雲選挙区	46,645
益田選挙区	13,547
大田選挙区	10,415
安来選挙区	11,267
江津選挙区	6,957
雲南・飯石選挙区	12,916

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 163,095

島根県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成27年 3月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホームあかぎの里（ユニット型）	飯石郡飯南町野萱1831-2	平成27年 3月 3日

公 安 委 員 会 規 則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月13日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

島根県公安委員会規則第4号

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則第2項の表を次のように改める。

	警 察 官	警察官	
--	-------	-----	--

本部署別	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	計	以外の 職 員	合 計
警察本部	51	79	142	88	132	492	220	712
警察署	22	69	230	317	371	1,009	108	1,112
計	73	148	372	405	503	1,501	323	1,824

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第27号

島根県警備業法施行細則（昭和58年島根県公安委員会規則第1号）第6条第1項の規定により次の医師を指定したので、同規則第7条の規定により告示する。

平成27年 3月13日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	指定期間
竹下 久由	社会医療法人昌林会 安来第一病院	島根県安来市安来町899番地 1	平成27年 4月 1日から平成30年 3月31日まで
佐藤 正保	さとうクリニック	島根県出雲市平田町989番地 1	平成27年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

島根県公安委員会告示第28号

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく医師の指定に関する規則（平成21年島根県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）第2条第1項及び第2項の規定により次のとおり医師を指定したので、規則第4条の規定により告示する。

平成27年 3月13日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

1 規則第2条第1項の規定による医師の指定

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	指定期間
堀口 淳	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩冶町89番地 1	平成27年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

2 規則第2条第2項の規定による医師の指定

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者	指定期間
竹下 久由	社会医療法人昌林会 安来第一病院	島根県安来市安来町899番地 1	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条第1項	平成27年 4月 1日から 平成30年 3月31日まで
宮岡 剛	島根大学医学部附属病院	島根県出雲市塩冶町89番地 1	第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第	
佐藤 正保	さとうクリニック	島根県出雲市平田町989番地 1	1項第4号及び第5号に掲げる者に該当し	
岸本 朗	社会福祉法人恩賜	島根県江津市江		

	財団島根県済生会 高砂病院	津町1110番地15	ているかどうかを調査する必要がある者
田中 新一	心療内科田中クリ ニック	島根県浜田市長 沢町3156番地	
有田 茂夫	隠岐広域連立立隠 岐病院	島根県隠岐郡隠 岐の島町城北町 355番地	
竹下 久由	社会医療法人昌林 会安来第一病院	島根県安来市安 来町899番地 1	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3 号に定める病気にかかっている者に該当し
瀬島 斉	松江赤十字病院	島根県松江市母 衣町200番地	ているかどうかを調査する必要がある者
堀口 淳	島根大学医学部附 属病院	島根県出雲市塩 冶町89番地 1	介護保険法（平成9年法律第123号）第5 条の2に規定する認知症である者に該当し ているかどうかを調査する必要がある者

島根県公安委員会告示第29号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2に規定する医師の指定に関する規則（平成21年島根県公安委員会規則第11号）第2条第1項の規定により次の医師を指定したので、同規則第4条の規定により告示する。

平成27年 3月13日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	指定期間
竹下 久由	社会医療法人昌林会安 来第一病院	島根県安来市安来町899番地 1	平成27年 4月 1日から平成30年 3月31日まで
佐藤 正保	さとうクリニック	島根県出雲市平田町989番地 1	平成27年 4月 1日から平成30年 3月31日まで